



県 章

沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 国道の供用の開始（道路管理課）…………… 1
- 都市計画事業の変更の認可（下水道課）…………… 1
- 公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の位置及び構造の認定（建築指導課）…………… 2

訓 令

- 非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令（人事課）…………… 2

企業局事項

- 沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 2
- 非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 3

病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程…………… 3
- 沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 3

教育委員会事項

- 沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令…………… 4

公安委員会事項

- 不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則…………… 4
- 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則…………… 7
- 警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示…………… 7

収用委員会事項

- 公示による通知…………… 8

告 示

沖縄県告示第424号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、令和元年12月10日から同月23日まで一般の縦覧に供する。

令和元年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 国道449号
- 2 供用開始の区間 名護市字安和21番から名護市字安和860番まで
- 3 供用開始の期日 令和元年12月10日

沖縄県告示第425号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、平成9年沖縄県告示第907号で認可した中部広域都市計画下水道事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和元年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施行者の名称 読谷村
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 中部広域都市計画下水道事業
 - (2) 名称 読谷村公共下水道
- 3 事業施行期間 平成9年12月19日から令和7年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分 変更なし
 - (2) 使用の部分 変更なし
- 5 変更の内容 排水区域の追加

沖縄県告示第426号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第86条の2第1項の規定により、次のとおり法第86条第1項の規定により一の敷地内にあるものとみなされる建築物（以下「一敷地内認定建築物」という。）以外の建築物の位置及び構造が、同項の規定による認定に係る区域（以下「公告認定対象区域」という。）内の他の一敷地内認定建築物の位置及び構造との関係において安全上、防火上及び衛生上支障がないと認定した。

令和元年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公告認定対象区域 石垣市字新川2212番1ほか7筆
- 2 公告認定対象区域等を縦覧に供する場所 沖縄県八重山土木事務所
- 3 認定年月日及び指令番号 令和元年11月27日 沖縄県指令土第805号

訓 令

沖縄県訓令第26号

知 事 部 局
労働委員会事務局

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第4号

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県公営企業管理者
企業局長 金 城 武

沖縄県企業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局職員就業規程（昭和48年沖縄県企業局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。
第35条中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この規程は、令和元年12月14日から施行する。

沖縄県企業局訓令第3号

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 金 城 武

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成8年沖縄県企業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

病院事業局事項

沖縄県病院事業局管理規程第12号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第42条中「第3号」を「第2号」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第5号

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我那覇 仁

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局の非常勤職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（平成18年沖縄県病院事業局訓令第9号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

教育委員会事項

沖縄県教育委員会訓令第7号

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県教育委員会

教育長 平 敷 昭 人

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県教育委員会の所管に属する非常勤職員の給与、勤務条件等に関する規程（平成20年沖縄県教育委員会訓令第22号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この訓令は、令和元年12月14日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第5号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県公安委員会

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則
（沖縄県道路交通法施行細則の一部改正）

第1条 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第31条の5第1項中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

様式第1号から様式第4号まで、様式第6号、様式第7号から様式第10号まで、様式第12号から様式第14号まで、様式第15号（裏）、様式第16号、様式第17号の2から様式第17号の7まで、様式第18号、様式第19号から様式第25号まで、様式第26号から様式第34号まで、様式第36号から様式第41号（表）まで及び様式第42号から様式第53号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正）

第2条 沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成9年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号（表）まで、様式第7号から様式第12号まで、様式第13号（裏）から様式第16号（表）まで及び様式第17号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号まで及び様式第5号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正）

第4条 自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第15号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

（公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正）

第5条 公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第1号様式から第15号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特定任意講習の実施に関する規則の一部改正)

第6条 特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号までの注中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(警備業法施行細則の一部改正)

第7条 警備業法施行細則（平成18年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号まで、別記様式第6号から別記様式第12号まで及び別記様式第14号から別記様式第17号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則の一部改正)

第8条 探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成19年沖縄県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号及び別記様式第3号から別記様式第7号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(沖縄県迷惑行為防止条例施行規則の一部改正)

第9条 沖縄県迷惑行為防止条例施行規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号（表）、様式第3号及び様式第4号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特例施設占有者の指定等に関する規則の一部改正)

第10条 特例施設占有者の指定等に関する規則（平成19年沖縄県公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第8号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則の一部改正)

第11条 緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則（平成20年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第6号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(認知機能検査員講習の実施等に関する規則の一部改正)

第12条 認知機能検査員講習の実施等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号の備考4中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(古物営業法施行細則の一部改正)

第13条 古物営業法施行細則（平成21年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第19号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則の一部改正)

第14条 沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

様式第1号、様式第2号（表）、様式第3号、様式第4号（表）、様式第5号から様式第7号（表）まで、様式第8号、様式第9号（表）並びに様式第11号から様式第26号まで及び同様式別添の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行細則の一部改正)

第15条 銃砲刀剣類所持等取締法施行細則（平成21年沖縄県公安委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第16号まで及び別記様式第18号から別記様式第20号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則の一部改正)

第16条 沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則（平成24年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第7号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(違反者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第17条 違反者講習の実施等に関する規則（平成26年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改

正する。

様式第1号から様式第6号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(特定講習の実施等に関する規則の一部改正)

第18条 特定講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

様式第6号、様式第7号、様式第9号、様式第10号、様式第13号、様式第15号、様式第16号、様式第24号、様式第25号及び様式第29号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(高齢者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第19条 高齢者講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第4号まで及び様式第7号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第20条 認知機能検査の実施に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第2号の備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第21条 質屋営業法施行細則（平成27年沖縄県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号（その1）及び（その3）、様式第2号から様式第5号（その1）まで並びに様式第6号（その1）から様式第17号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

(沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則の一部改正)

第22条 沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則（平成30年沖縄県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

様式第1号から様式第3号までの備考中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式による書面については、この規則による改正後の沖縄県道路交通法施行細則、沖縄県公安委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則、沖縄県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例施行規則、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則、公安委員会が保有する公文書の開示等に関する規則、特定任意講習の実施に関する規則、警備業法施行細則、探偵業の業務の適正化に関する法律施行細則、沖縄県迷惑行為防止条例施行規則、特例施設占有者の指定等に関する規則、緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則、認知機能検査員講習の実施等に関する規則、古物営業法施行細則、沖縄県放置違反金に係る納付命令、督促、滞納処分等に関する規則、銃砲刀剣類所持等取締法施行細則、沖縄県風俗案内業の規制に関する条例施行規則、違反者講習の実施等に関する規則、特定講習の実施等に関する規則、高齢者講習の実施等に関する規則、認知機能検査の実施に関する規則、質屋営業法施行細則及び沖縄県風俗環境保全協議会の委員の委嘱等に関する規則に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

沖縄県公安委員会規則第6号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県公安委員会

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則

(沖縄県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 沖縄県道路交通法施行細則(昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号)の一部を次のように改正する。

様式第38号中

<p>[各役員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> 診断書 	を	<p>[各役員関係]</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。) <input type="checkbox"/> 診断書 	に改める。
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

様式第41号(裏)中「成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの」を「破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者」に、「禁錮」を「禁固」に、「覚せい剤」を「覚醒剤」に改める。

様式第44号中

<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">※</td> <td><input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">を</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">添付書類</td> <td><input type="checkbox"/> 登記事項証明書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 診断書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 誓約書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)</td> </tr> </table>	※	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	を		<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本	添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書		<input type="checkbox"/> 診断書		<input type="checkbox"/> 誓約書		<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)	<table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;">※</td> <td><input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書</td> <td rowspan="6" style="vertical-align: middle;">に</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">添付書類</td> <td><input type="checkbox"/> 診断書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 誓約書</td> </tr> <tr> <td></td> <td><input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)</td> </tr> </table>	※	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	に		<input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)	添付書類	<input type="checkbox"/> 診断書		<input type="checkbox"/> 誓約書		<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)
※	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	を																							
	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本又は抄本																								
添付書類	<input type="checkbox"/> 登記事項証明書																								
	<input type="checkbox"/> 診断書																								
	<input type="checkbox"/> 誓約書																								
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)																								
※	<input type="checkbox"/> 修了証明書又は認定書	に																							
	<input type="checkbox"/> 住民票の写し(住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第5号に掲げる事項(外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等)が記載されたものに限る。)																								
添付書類	<input type="checkbox"/> 診断書																								
	<input type="checkbox"/> 誓約書																								
	<input type="checkbox"/> 写真2枚(うち一枚貼付)																								

改める。

(質屋営業法施行細則の一部改正)

第2条 質屋営業法施行細則(平成27年沖縄県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

第12条及び様式第11号中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改める。

附 則

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

沖縄県警察本部告示第2号

警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和元年12月10日

沖縄県警察本部長 筒井洋樹

警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程の一部を改正する告示

警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程(平成14年沖縄県警察本部告示第39号)の一部を次の

ように改正する。

第1号様式から第14号様式までの規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和元年12月10日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正前の警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程に規定する様式による書面については、この告示による改正後の警察本部長が保有する公文書の開示等に関する規程に規定する様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

収 用 委 員 会 事 項

沖縄県収用委員会告示第18号

収用及び使用しようとする土地 那覇市字宮城平田原61番

抵当権者 比嘉ユリ子 住所不明ただし、登記記録上の住所 那覇市辻町三丁目41番地

土地収用法（昭和26年法律第219号）第46条の4第3項の規定に基づき、起業者が上記の者に通知すべき下記書類は、沖縄総合事務局南部国道事務所（沖縄県那覇市港町2丁目8番14号）において保管してあるので、出頭の上その交付を受けてください。

記

一般国道506号新設工事（小禄道路）裁決申請等事件その2に係る土地について、令和元年11月27日付け府国南事第677号による見積りによる補償金の支払通知書

（注意）上記書類を受領しないときは、令和2年1月6日をもってその書類の送達があったものとみなされます。

令和元年12月10日

沖縄県収用委員会

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 光文堂コミュニケーションズ株式会社 〒901-1111 南風原町字兼城577番地
---------------------------------------------	-------------------------------------------------